

3 月 4 日 (第 1 号)

平成28年第1回豊能町議会定例会会議録目次

平成28年3月4日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長の町政運営方針について	4

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第1号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	1 1
第1号議案	豊能町監査委員の選任につき同意を求めるこ とについて	1 1

（議案提案説明）

第2号議案	豊能町行政不服審査に関する条例制定の件	2 2
第3号議案	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例制定の件	2 3
第4号議案	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例改正の件	2 4
第5号議案	豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例改正の件	2 4
第6号議案	豊能町一般職の職員の給与に関する条例等改 正の件	2 5
第7号議案	豊能町国民健康保険税条例改正の件	2 6
第8号議案	平成27年度豊能町一般会計補正予算の件	2 7

第 9 号議案	平成 27 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	28
第 10 号議案	平成 27 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件……………	29
第 11 号議案	平成 27 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	29
第 12 号議案	平成 28 年度豊能町一般会計予算の件……………	30
第 13 号議案	平成 28 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件……………	32
第 14 号議案	平成 28 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件……………	33
第 15 号議案	平成 28 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件……………	34
第 16 号議案	平成 28 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件……………	35
第 17 号議案	平成 28 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件……………	36
第 18 号議案	平成 28 年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件……………	38
第 19 号議案	平成 28 年度豊能町水道事業会計予算の件……………	38
第 20 号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件……………	39
第 21 号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件……………	40
散 会 の 宣 告	……………	41

平成28年第1回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成28年3月4日（金）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番 野村 剛志	2 番 管野英美子
3 番 永谷 幸弘	4 番 橋本 謙司
5 番 井川 佳子	6 番 高橋 充徳
7 番 岩城 重義	8 番 小寺 正人
9 番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長 田中 龍一	総務部長 内田 敬
教 育 長 石塚 謙二	建設環境部長 南 正好
生活福祉部長 木田 正裕	教 育 次 長 板倉 忠
上下水道部長 高 秀雄	会 計 管 理 者 今中 泰行
消 防 長 高田 龍二	

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 東浦 進	書 記 杉田 庄司
書 記 増田 稔	

議事日程

平成28年3月4日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町政運営方針について
- 日程第 4 第 1 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について
- 日程第 5 第 1 号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 6 第 2 号議案 豊能町行政不服審査に関する条例制定の件
- 日程第 7 第 3 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例制定の件
- 日程第 8 第 4 号議案 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例改正の件
- 日程第 9 第 5 号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務
災害補償等に関する条例改正の件
- 日程第 10 第 6 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例等改
正の件
- 日程第 11 第 7 号議案 豊能町国民健康保険税条例改正の件
- 日程第 12 第 8 号議案 平成27年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第 13 第 9 号議案 平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定補正予算の件
- 日程第 14 第 10 号議案 平成27年度豊能町後期高齢者医療特別会計
補正予算の件
- 日程第 15 第 11 号議案 平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘
定補正予算の件
- 日程第 16 第 12 号議案 平成28年度豊能町一般会計予算の件
- 日程第 17 第 13 号議案 平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定予算の件
- 日程第 18 第 14 号議案 平成28年度豊能町国民健康保険特別会計診

		療所施設勘定予算の件
日程第 1 9	第 1 5 号議案	平成 2 8 年度豊能町後期高齢者医療特別会計 予算の件
日程第 2 0	第 1 6 号議案	平成 2 8 年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定予算の件
日程第 2 1	第 1 7 号議案	平成 2 8 年度豊能町下水道事業特別会計予算 の件
日程第 2 2	第 1 8 号議案	平成 2 8 年度豊能町生活排水処理事業特別会 計予算の件
日程第 2 3	第 1 9 号議案	平成 2 8 年度豊能町水道事業会計予算の件
日程第 2 4	第 2 0 号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例改正の件
日程第 2 5	第 2 1 号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件

開会 午前9時30分

○議長（岩城重義君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回豊能町議会定例会を開会いたします。

定例会に当たりまして、町長より発言を求められていますので、これを許します。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

皆様、改めましておはようございます。

議長から発言のお許しがございましたので、平成28年第1回豊能町議会定例会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

今朝も冷え込んでまいりましたけれども、日ごと寒さも緩んでまいりました。まだまだ寒暖の差が激しい気候が続くものと思われれます。そのような中、議員の皆様には公私何かとお忙しいところ、議案審議のために御参集いただき、まことにありがとうございます。

昨日も説明させていただいたように、豊能町では、財政健全化推進プランにより、将来を見据えた安定した財政基盤の確立を目指しつつ、一方で、「豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、人口減少・超高齢化社会に対応するまちづくりを職員一丸となって進めてまいりますので、よろしく御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

また、今年度の具体的な施策につきましては、後ほど議長のお許しを得て平成28年度町政運営方針として述べさせていただきます。

さて、本日議会に提案させていただきます議案は、人事案件2件、条例制定2件、

条例改正6件、補正予算4件、当初予算8件の合計22件でございます。どうかよろしく御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

広報特別委員会並びに町広報担当課より、今会期中における写真撮影の申し出があります。申し出のとおり、写真撮影を許可することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

異議なしと認めます。

よって今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番・永谷幸弘議員及び4番・橋本謙司議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間といたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月25日までの22日間と決定いたしました。

日程第3「町政運営方針について」を議題といたします。

平成28年度町政運営方針について、町長より説明を求めます。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

第1回豊能町議会定例会の開会に当たり、平成28年度の町政運営における基本的な考え方と主な施策について所信の一端を申し上げます。

人口減少が全国的な傾向にあります。本町においては全国や大阪府を上回る早さで人口減少が進み、あわせて少子化・高齢化が続いております。それに伴い、自主財源である町税は減少が続き、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない財源構造となっております。そこで、基金の取り崩しに頼らない財政基盤の確立や、持続可能な健全財政の維持に向けた取り組みを進めながら、中長期的に安定した行財政運営を行うため平成26年度からの五カ年計画である財政健全化推進プランを基本とし、あわせて魅力あるまちづくりを進め、転出の抑制と転入の増により、定住を促進する取り組みが必要と考えております。

このため平成28年度においては、次の4項目を予算編成方針の重点施策として掲げました。

【1】豊能町を選んでもらう施策。

【2】魅力ある子育て環境創出の施策。

【3】観光の活性化と仕事づくりを支援する施策。

【4】持続可能なまちづくりにかかる施策。

これらを中心に据え、地域住民や事業者など地域の多様な主体と連携・共同し、近隣自治体との広域連携による施策や事業の展開を行いながら、職員一丸となって住民の期待と信頼にこたえてまいります。

平成28年度予算案は、「豊能町まち・

ひと・しごと創生総合戦略基本方針」に掲げる若者が活躍でき、安心して子育てができる地域づくりと定住の促進を図ると同時に、人口減少、超高齢化社会においても持続可能なまちづくりを行うことを基本とし、限りある財源を町の活性化策と子育て支援や教育の充実に重点的に配分する編成といたしました。例えば、町の活性化策としては、「豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた地域特性や資源を活用した新規起業家、起業者を支援する地域しごと創生スタート支援事業や本町の活性化につながる事業を行う団体などに支援する「地域によるふるさと活性化応援事業」を展開してまいります。

また、子ども子育て支援新制度に基づいた「放課後児童クラブ連携充実事業」、母子保健事業と連携した妊娠期から母子に寄り添った支援を行う「家庭訪問型早期子育て支援事業」、毎月19日を「育児の日」と定め、安心して子育てができるまちづくりを目指す「子育て支援環境の充実支援事業」といった、子育て支援や教育の充実に取り組んでまいります。

さらに、町の魅力向上として、利便性の高い公共交通の構築や、「とよのん」によるPR活動、福者となった高山右近の顕彰により、観光の振興や魅力の発信につながる取り組みを行うとともに、防犯カメラ設置補助及び地域防災行政無線の整備など安全・安心のまちづくりを進めてまいります。

本町の平成28年度当初予算案の総額は、一般会計63億9,700万円、特別会計64億4,754万6,000円、水道事業会計11億721万8,000円、合計139億5,176万4,000円であります。

以下、第4次豊能町総合計画に掲げております6つの基本目標に区分して、平成28年度の町政運営の方針と事業の内容につ

きまして、順次ご説明申し上げます。

目標1「住民と行政との信頼・協働によるまちづくり」について。

国が制定した「まち・ひと・しごと創生法」に伴い、本町においても、平成27年度から五カ年の目標や施策の基本方向をまとめた「豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域住民や町内事業者などと連携・協働し、魅力あるまちづくりの推進に努めます。

平成29年度には町制施行40周年を迎えるに当たり、町勢要覧の作成や広報とよの愛称募集など周年記念事業の準備を進めながら、広く住民に周知を図り、町のPRと愛着の醸成を行います。また、豊能町イメージキャラクターとよのんを活用し、町内外の各種イベントへの参加やとよのんグッズの販路拡大により、豊能町のさまざまな魅力や特産品、観光資源を効果的かつ積極的に発信し、豊能町の知名度向上を目指し、商工事業や観光活動の活性化を図ります。

定住化の推進については、バランスのとれた人口構成の実現や地域社会の活性化により人口増加を目指すため、「いっしょに住マイル助成」事業の対象者の拡充を図り、内容の見直しを図ってまいります。

住宅流通・多様化促進事業については、若年層の流出抑制及び町外からの転入者の増加策として、若年層が選択しやすい住環境を創出するため、空き家の流通と住宅の多様化の促進を図る事業の展開を行います。また、町の魅力創造・発信を進めるため、シティプロモーションの計画を策定するとともに、ホームページのコンテンツの充実や、動画の発信など情報発信に努めます。

ふるさと寄付については、寄付の啓発、受付、入金及び特産品の発送依頼を業務委託することで、新たなWEBによる宣伝と

迅速な対応を実施し、寄付者の満足度の向上を図るとともに、贈呈する特産品の充実や寄付金の活用内容の発信を行ってまいります。

公共施設の管理については、施設の有効かつ適切な管理を図るため、公共施設等総合管理計画を策定します。

吉川支所及び周辺地域については、支所内部に多目的トイレを設置し、旧吉川幼稚園跡地の駐車場から支所までの間にスロープを設置するなど、バリアフリー化に向けた改修工事を実施したところであり、今後とも住民サービスの向上に努めます。

目標2「地域で育て、地域で育つ、人を大切にすまちづくり」について。

児童の健全育成の推進については、母子保健事業と連携し、妊娠期から3歳児までを対象に、家庭訪問によって育児に必要な情報や母子に寄り添う支援を実施するとともに、安心して子育てができる環境づくりのために、毎月19日を「育児の日」として周知を図り、妊娠期・子育て期・中高年期の幅広い世代を対象に、子育て応援事業を展開してまいります。また、放課後児童クラブ連携充実事業としては、放課後に子どもたちが適切な遊びや生活を確保するにあたり、引き続き、放課後子ども教室と連携し、地域住民の協力を得て学習やスポーツなどの交流活動を実施し、子どもと子育てを応援するまちづくりを目指してまいります。

子ども医療費の助成については、大阪府下トップクラスの充実となっており、引き続き入院・通院とともに「18歳到達の年度末まで」とし、保護者などの医療費負担の軽減を図ってまいります。

学力向上の取り組みについては、教職員研修の充実を進めてまいります。大阪府から教職員の人事権が移譲されたことにより、

教職員研修を豊能地区3市2町合同や本町主催で実施してまいります。指導力向上を狙いとした研究校の指定を町独自で行ったり、著名な講師を招聘し実際に授業を見せていただいたりするなど、研修内容をより一層充実させ、学校の教育力の向上を図るとともに、保育所、幼稚園及びこども園におけるより質の高い保育・教育のための研修にも力を入れてまいります。

また、放課後や休業日に公民館など公共施設を活用した「中学生まなび舎教室」では、教員OBや地域人材の協力を得て、進路についての相談や勉強のつまずきの克服のための取り組みを進め、主体的に学ぶ子どもの支援を行ってまいります。

さらに、児童生徒数が減少している中、本町の地域の実情を踏まえ、小中一貫教育の充実とともに学校の適正規模についても、引き続き検討を進めてまいります。

教育に関する大綱については、総合教育会議において協議・調整し、策定してまいります。

小学校、幼稚園、保育所及びこども園の給食調理業務については、これまでと同様の自校方式を堅持し、適切に民間委託を行ってまいります。

青少年の健全育成については、地域の人々や関係団体の協力のもと、「夏休みこども教室」や土曜日の教育支援を行う「土曜お楽しみ講座」、青少年指導員の協力による体験学習を引き続き実施してまいります。

文化振興事業については、ユーベルホールを拠点として、音楽家、楽団、芸能事務所などと連携・協力し、「ロビーコンサート」、「オオサカンコンサート」、「ユーベル寄席」をはじめ、様々な公演を通じて、文化・芸術の振興を図ってまいります。

図書館運営事業については、読書支援に

加え、子育て支援や学校教育支援をはじめとする役立つ資料や情報を提供する活動を展開してまいります。また、平成27年度より開始した豊能地区3市2町の図書館の広域利用について、平成29年度から北摂地区7市3町に拡大すべく、各市町と連携・調整を図ってまいります。一方で、指定管理を含め効率的な運営について、引き続き検討を進めてまいります。

スポーツ振興については、生涯スポーツの振興を目的に、スポーツ推進員や体育連盟など関係団体と連携し、体力の強化、健康増進のみならず、世代間交流や地域間交流にも資するスポーツ振興事業を展開してまいります。

人権啓発の推進については、引き続き、豊能町人権尊重のまちづくり条例の目的である「あらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的人権が尊重される明るく住みよいまちづくり」を目指し、取り組んでまいります。

目標3「豊かな自然景観、田園風景が生きるまちづくり」について。

資源循環型社会の構築については、ごみ減量・再資源化を図るため、廃棄物減量等推進員をはじめとする住民や町内事業者の方々と連携を深め、ごみ減量・資源化街頭PRなど啓発事業を引き続き積極的に実施するとともに、可燃ごみの収集量を減少させるため、様々な機会に減量の具体的な方法を例示し、周知徹底を図ってまいります。

現行の「豊能町ごみ処理基本計画」が平成28年度に目標年度を迎えることから、平成29年度を始期とする新たな「ごみ処理基本計画」を策定します。

環境保全については、地域住民による自発的な河川や道路の美化活動が「アドプトリバー」や「アドプトロード」として認定を受け、地域自治会の方々が率先して清

掃・美化活動を行われており、引き続き、他の河川や道路にも広がっていくよう地域の方々と保全活動に努めてまいります。

里地里山の保全については、放置された森林を企業やNPOなどの事業者と所有者が参画し、新しい森づくりを行うアドプトフォレストに、牧地区が指定され、「里地・里山保全管理活動宣言」の調印を行ったところであり、今後、牧農空間活性化協議会などと連携し、山林内の不要木伐採や遊休農地での野菜栽培を行うことで里地・里山の適正な管理・保全に努めてまいります。

目標4「元気で暮らせる支えあいのまちづくり」について。

健康寿命延伸の取り組みの一つとして、毎月25日を「豊能町ウォーキングデー」とし、誰もが気軽に参加できる健康づくりを目的に、「ウェルネスウォーキング」を引き続き実施するとともに、ウォーキングイベントを中心に各種がん検診や特定検診などにポイントを設定し習慣づけることで健康増進と生活習慣病の予防、各種がん検診の受診率の向上に取り組んでまいります。また、町内外の各種団体が主催しているウォーキングイベント情報を紹介し、住民活動団体との協働をさらに深めるとともに、住民の主体的な健康づくりを支援してまいります。

高齢者等外出支援（おでかけくん）については、外出が困難な高齢者や身体障害者に対し、介護予防、健康づくり、生きがいづくりを推進するため、引き続き運行業務を適切に行ってまいります。

高齢者の約4人に1人は、認知症または予備軍といわれている現在、認知症施策の推進については、昨年に行なった「医師による相談会」や、「認知症カフェ」を継続実施するとともに、新たに「認知症予備講

座」を開催し、認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を図ってまいります。また、認知症高齢者が行方不明になった場合に地域の支援を得て、早期に発見できるよう関係機関で関係機関で構成される「認知症高齢者等SOSネットワーク事業」を本年4月からスタートさせ、認知症高齢者などの生命・身体の安全確保とその家族への支援を行ってまいります。

介護予防事業については、運動機能の向上と運動習慣のきっかけづくりを目的に、「いきいき百歳体操」などを実施するとともに、あらゆる世代間のふれあいの場を提供する「ふれあいカフェ」を開設し、健康と生きがいづくりに取り組んでまいります。また、国が掲げる地域包括ケアシステムの構築の一つとして、健康増進や社会福祉を研究実践している大学と連携協定を結び、モデル地区を選定して高齢者の介護予防に取り組み、地域で自立した生活を送る元気な高齢者の増加を進めてまいります。

障害福祉施策については、豊能町障害者計画及び豊能町障害福祉計画に基づき、障害のある方々の日常生活の相談に応じるとともに、自立と社会参加を支援するため、各種用具の給付やさまざまな障害福祉サービスの提供を進めてまいります。

国保診療所については、照葉の里箕面病院の協力により、医師の派遣を受け、医療の確保に努めております。今後は、運営形態の検討も同時に進めてまいります。

目標5「活力あるまちづくり」について。

農業活性化については大阪大学産業科学研究所が中心となり、豊能町産ヤーコンを使用した医薬的研究や民間企業によるサプリメント開発が進められております。今後は、ヤーコンが健康食材として注目され、

需要が大幅に増えることが予想されることから、増産に向けた取り組みを支援するとともに、産官学の連携を積極的に推進してまいります。

農地については、高齢化の進展や後継者不足などの理由で遊休農地の増加が問題となっており、非農家の方、ボランティアや企業の協力を得て、交付金を活用しながら地域の人々とともに遊休農地の再生や、農地の維持保全活動を進めてまいります。

鹿・猪により農作物被害については、深刻な問題であることから、引き続き猟友会の協力のもと狩猟による個体数の調整を行うとともに、関西広域連携のニホンジカ対策事業にも参加し、従事者や後継者の人材育成にも取り組み、防護柵などの設置に対し、国・府の事業を活用して支援します。また、アライグマによる農作物被害については、引き続き農家に捕獲用檻を貸し出し、個体数の減少に取り組みます。

森林整備については、補助事業を活用し、森林組合と連携をしながら、森林の持つ多面的機能を維持・増進させ、美しく健全な森林を育成してまいります。

高山コミュニティセンター（右近の郷）の活用については、地域に根差した交流拠点づくりや、農業振興、町の活性化を見据え、また、高山右近生誕の地の公共施設として指定管理者と連携し、新たな事業の展開を進めてまいります。

観光や町の魅力発信については、本町の歴史的偉人である高山右近の顕彰事業を中心に、関係市町や住民と連携し、地域活性化に寄与する事業を展開してまいります。また、豊能町産キヌヒカリを使って日本酒「右近」を醸造されることや、町の資源である自然・歴史・文化や特産品を広く町内外にPRすることで、多くの方に町を訪れていただけるよう観光協会とともに取り組

んでまいります。

「豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業については、例えば、農業と観光を融合させ地域資源を活用し、地域イメージのブランド化や、遊休農地の改善などによる地域の活性化を進める「農×観光戦略推進事業」や定住化促進に向けた組織の構築や、住宅流通の促進拠点の運営など定住化促進のネットワークづくりを推奨する地域ぐるみの定住化促進事業を立ち上げて、国の補正予算を活用して取り組んでまいります。

目標6「安全・安心のまちづくり」について。

地域の防災については、土砂災害警戒区域等危険箇所や指定避難所、災害に備えた基礎知識を網羅した防災マップの全戸配布や、住民対象の防災出前講座を行うとともに、大阪府との連携により土砂災害などに対応したハザードマップを自治会と共同で作成し、それを活かした訓練を実施することや、自主防災組織に対して防災資機材等の購入補助を行うことにより地域防災力の向上や、自助・共助の意識の醸成を図ってまいります。

地域防災行政無線の整備については、災害発生時において、住民に災害発生状況や避難誘導の重要な情報を迅速かつ的確に伝達する必要があることから、調査、設計してまいります。また、たんぼぼメールを防災情報の発信手段として活用するため、登録者の増加に向け、引き続き啓発をしてまいります。

残土問題については、平成27年度に土砂等による土地の埋立てに対して規制を行う条例を施行したところであり、引き続き災害の発生を防止し、良好な環境の保全と住民の安全確保を図ってまいります。

消防については、災害発生時における初

動体制の確保と消防力・救命力の強化などさらなる住民サービスの向上に努めるとともに、事務の効率化や特殊車両の配置見直しなど効率的な運営とコスト削減を図るため、平成28年4月1日から消防業務を箕面市消防本部と統合いたします。

防犯については、全国的に登下校中の子どもに対する声かけ事案など犯罪行為が発生しており、犯罪防止を図り、地域の安心・安全を高める手段として通学路上における防犯カメラの設置を促進するため、自治会が新設する防犯カメラの設置費用について補助してまいります。

消費生活相談については、近年、悪質商法の手口が複雑化・多様化し、全国的に消費者特に高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが多数発生していることから、最新の情報収集を行い、啓発活動の充実と共に、相談体制の強化に努めてまいります。

住宅の耐震化については、既存民間建築物耐震設計・改修補助事業により、費用の一部を補助することで、地震に対する安全性の向上を図ってまいります。

光風台駅前エスカレーターについては、住民にとっては必要不可欠なサービスであり、まちの魅力を保つ大切なツールと認識しており、平成26年度に行った更新追加調査、構造検討業務及び平成27年度に行った実施設計に基づき、エスカレーターの更新工事を行ってまいります。

国道整備については、平成29年3月には新名神高速道路の供用が開始される予定であり、町へのアクセス道である国道423号線や477号線がより重要な道路となることから、関係自治体と連携しながら拡幅などの道路整備を国、府へ要望してまいります。

都市計画法に基づく豊能町内の地区計画については、市街化調整区域内に策定する

準備作業を行い、併せて、地域再生法など関係法令に基づく各種計画の可能性を検討してまいります。

地域公共交通については、定住化の促進と高齢者にやさしいまちづくりを目指した基本構想に基づき、路線バスの再編と能勢電鉄ときわ台駅のバリアフリー化などの交通施策を推進してまいります。

上水道事業については、人口減少に伴う給水量及び料金収入の減少が進む中で、将来にわたり水道施設の老朽化に伴う更新事業や耐震対策を実施する必要があることから、水道事業の統合に対して交付される国の交付金制度を活用した老朽化対策などを行うことにより、水道料金の値上げの抑制と経営の安定化を図るため、大阪広域水道企業団と平成31年度統合に向けて協議を開始してまいります。

また、遊休資産を活用するため、ときわ台の旧吉川浄水場の土地開発基金への売却などを進めてまいります。

下水道事業については、老朽管渠の補修工事を順次行い、生活環境の保全に努め、衛生的な環境を維持してまいります。

生活排水処理事業については、老朽化が進んでいる合併浄化槽の修繕を順次行うこととし、し尿及び生活排水を適正に処理し、河川などの水質環境の保全に努めてまいります。

むすびに。

以上、新年度のまちづくりに臨む私の所信の一端と、本議会に提案しております平成28年度予算案の主な施策の概要について申し上げました。

新年度は、国が進める「まち・ひと・しごと創生法」に基づいた豊能町総合戦略を基本に、豊能町独自の資源を最大限に活用し、人口減少に歯止めをかけ、地域活性化を推進するため、住民の皆様との協働や近

隣自治体との広域連携、企業や大学、研究機関との産官学連携を確立し、自助・共助・公助の機運の醸成を図り、総合計画がめざすまちの将来像「人とみどりが輝くまちとよの」の実現に向けて邁進します。

これからの町政運営にあたりまして、議員の皆様の一層のご理解・ご協力と、住民の皆様の積極的なまちづくりへの参画を心からお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

日程第4「第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

第1号諮問、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う、同委員の候補者の推薦に際し、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

意見を求める方の御住所は、大阪府豊能郡豊能町光風台6丁目10番地の11、お名前は富永賀子さん。生年月日は、昭和27年3月30日でございます。

富永さんは、大阪教育大学を御卒業後、大阪市立小学校と豊能町立小学校で教鞭をとられ、定年退職後も講師として町立小学校で勤務なさっております。

また、豊能町青少年指導員としても地域に貢献いただいております、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方と存じます。

任期は、平成28年10月1日から3年間でございます。

御審議いただき御意見を賜りますようよ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方は御起立願います。

（全員起立）

○議長（岩城重義君）

起立全員であります。

よって、第1号諮問は原案のとおり適任と認められました。

日程第5「第1号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

第1号議案、豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、識見を有する方から選任しました監査委員の任期満了に伴う、同委員の選任に際し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いいたします方の御住所は、大阪府豊能郡豊能町東ときわ台2丁目8番地の13。お名前は長浜裕一さんでございます。生年月日は昭和27年6月9日でございます。

長浜さんは、立命館大学法学部を御卒業、昭和46年4月に大阪府に奉職され、能勢

町助役、病院事業局や健康福祉部の課長、環境農林水産部流通対策室長、都市整備部用地室長などを歴任され、平成24年3月に大阪府を退職されました。同年4月から株式会社西日本住宅評価センターに勤務され、現在も同社で勤務されておられます。

大阪府での長年の御経験、民間での御経験から、行政・民間の双方に明るい方であると存じます。

任期は、平成28年5月1日から平成32年4月30日までの4年間でございます。

よろしく御審議いただき御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

これより本件に対する質疑を行います。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

11番・福岡でございます。人事案件について異議を申すわけではないですが、なぜ長年御足労いただいた前任者から交代したかの理由についてお聞かせ願いたい。これが1点です。

2点目は、私どもは施設組合という組合を持っております。その中で能勢との利益、豊能町の利益と相對峙する事例が多くあります。このことについて考慮されたのか、あるいは担保されたのかについてお聞きしたいと思います。2点お願いします。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

前任者につきましては御高齢という、御本人の話でいいますと、体調的にもこの4年間を続けるに当たっては体調的には困難というふうに判断され、継続して務めていただくこともお願いを申し上げましたが固辞されましたので、今回、新たな方を選任

いたしました次第でございます。

もう一つの質問につきましては、これにつきましては当然ながら、この方は行政・民間の経験にも明るく、公平に物事を見ていただくというふうに私は判断しておりますので、この方をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

今、前任者御高齢とおっしゃいましたが、これ取り消されませんか。御高齢でやめたんですか。ようけ御高齢者おりますよ、あなたが任命してるの、同意されてるの。

もう1点、私が言ってるのは、能勢と豊能と随分バッティングしたりいろいろあるでしょうと言ってるんですわ。私が判断したではだめなんですわ。このことをもうちょっとしっかり肝に銘じていただだけませんか。そんな形はないと、はっきり審査しましたとかいうのやったらええですけど、私が判断して、どうやって判断できまんねんな。何の理由で判断できまんねんな。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

1点目の高齢という言葉につきまして、済みません、取り消しさせていただきました、今後4年間続けるに当たっては体調上困難であるということでお断りされたといったことが理由でございます。

もう一つにつきましては、これは繰り返しになりますけれども、長浜さんは非常に行政経験また民間での経験も明るく、さまざまなそういったことについては公平に判断いただけるものだと私は理解しておりま

す。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

理解とかそんな、私の言ってることがわからないですか。行政経験が豊富な人に豊能町ごっつい迷惑かかってまんねや。あなた一番よう知ってるはずや。だからこの人はどうやということ聞いてるんですわ。そういう利害関係については正しく判断される人ですかと聞いてるんです。そのことだけ、1点だけお答えください。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えします。

私は、利害関係については正しく判断される方だと思っております。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

4番・橋本です。

この方がどうこうということではないんですが、先ほどから町長何回も、行政・民間の経験に明るいということでおっしゃってましたが、ただこれ、行政経験が豊富やということだけでは、多分これ、町の施策・政策については確かにある程度の理解・見識というのは持っておられるかもわからへんけども、会計的な知識についてはどうなのかなというを非常に疑問に思うんですが、そのあたりについてはどうですか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えします。

監査委員の職務の中心は、主に事務執行の状況を見ること、また各種事業執行の状況、また予算の編成並びに執行の状況、こういったことについて、それとあと予算経理及び計算の状況、こういったことについて適正に審査する、監査するというものでございます。ですので、会計的なこともそうですけれども、この行政的なこれまでの経験、そういったことというのは非常に大きく、この仕事においては求められる能力だというふうに思っております。会計的な能力についても必要かとは思いますが、この本町が求めております監査委員さんについては、主に、会計的な能力もそうですけれども、事務の執行の各種事業の状況、こういったことについて適正に判断いただくということが主に中心となっておりますので、現在の長浜さまで私は適任だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

やっぱり今回この人がどうこうということではないですけども、公務員が公務員のことなり、公務員経験者が行政のこと、それは確かに経験は豊富かもしれへんけども、それは逆にその域を脱しへんのちゃうかなというのは、僕は非常に気になってます。僕は、そこは新たな視点で見るとあれば、先ほど1点、民間の経験もあるとおっしゃってましたけども、やっぱりそこらも含めてどうなのかなというところが非常に気になりました。その辺で、今後その人選に当たっては、先ほどの会計の視点だとか、その公務員に限らずということも僕は一つ要るんじゃないかなというふうに思ってます

ので、そのあたりについては、答弁はもう結構ですけども、今後また次回選任されるときにはお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（岩城重義君）

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

1番・野村です。

今後、町行政も新しい新会計制度に変わっていきます。その中において、やはり先ほどから先輩議員たちも質問されています。やはりその知識、今後の対応についても非常に専門的なことが必要でないのかなというふうに考えるわけです。私もこの方についてどうこうということではなくて、選ばれる行政側のやはり判断基準の中で、そういったことをしっかり重きを置いて選ばれる必要があると思います。会計のことよりもとおっしゃられてますが、むしろそこが大事なんじゃないのか。何でかいうたら会計監査されるんですわな。だから、そこについての判断基準というところをちょっと疑うわけですけど、いかがですか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

新会計ということ、それも一つの考え方でありますけれども、今のこの監査、この中では本当にこの事業が適正に執行されているかどうかということが主に中心に見ることが大きなことだと思っておりますので、今の御意見としては賜っております。御意見としては受けたいと思いますけれども、今回はそういった視点から、この事務の執行等を適切に判断・監査していただけるという能力については十分お持ちということで、この方にさせていただきまし

た。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

監査でございますけれど、監査、特に会計監査は重要なんですよね。それで、平成30年度から複式簿記が導入され、発生主義会計が導入されると。そういうところで、なお一層専門的な知識が要求される状態になってるわけです。だからある市では職員に公認会計士を採用したりして対応してるぐらい、ここは今までなかった変革期が訪れるということですから、非常に重要な職責を担うことになるわけですよ。決算書類の適正性を担保するのは監査委員と議会だと、この二つなんですから、それを十分認識されて豊能町長として選任されたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えします。

当然そういった流れもあるということは重々知っているところでございまして、そういった中でも、この監査の業務の中の大きな話の中では、本当にこの事業が適正に執行されているのかどうかということを見るということのも大きな一つの柱でして、そういった観点からも今回はこういった形で選ばせていただいたところでございます。これからその会計ということも、複式、なっていくというのは十分知っているところでございますので、今後の検討課題ということとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございませんか。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

今、各議員から出てますように、本人自身にどうのこうのという話ではなくて、やっぱりその選任する側の責任が非常に大きいなという気がします。今出てる二つの問題というのがあると思うんですね。一つは、これまで私も長いこと、腐るほど議員させてもらいましたけども、やっぱり能勢と豊能のせめぎ合いというのは今までずっとあったんですよ。その部分は非常に大きな部分やなと思うんですよ。この西日本何たらいう会社、能勢にありますわな。私は責任者の、違いますか。能勢に事務所がありますな、そしたら、あの道路沿いに。あの会社じゃないんですか。どこにあるんですか。それも後で聞きますわ。

それともう1点は、やっぱり新会計になるという形では、複式簿記とかいう話も出ましたけども、私も簿記3級ぐらいですけども、これは非常に難しい問題があるんですよ。今までの処理と全く違う処理をせなあかんと。じゃあ例えば臨財債はどういうふうな処理をするのかと。あれは借金やけども借金という形じゃない形でやらないかん。国に対しても、赤字を出したらあかんような形で今やっています。それが今度は新しい形はきちっと出さなあかんような形にもなります。その辺のことも勘案して、やっぱり町を指導する形、監査もそうやけども、指導できる人じゃないとあかんのちゃうかなと。今、豊能町は非常に財政危機に陥って、財政再建とかいうて、町長は今、その施政方針の中で言いましたやろ。活性化するために将来永続的にやれる町をつくるためには、やっぱり財政。政治と経済というのは一つにならなあかんわけですよ。その分の一翼を担う経済のほう、財政のほうは全くわからないということじゃないけ

ども、これに専門の人を入れんと豊能町の将来ないと思うんですよ。こういうことを勘案して今回選んだんですか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

先に私のほうから、お尋ねの西日本住宅評価センターの所在地についてお答えをいたします。大阪市西区北堀江にございまして、本社は、その他支店が京都、神戸、名古屋にございまして、事務所が豊橋、三重、岐阜、岡山、松山、福岡にあるという会社でございます。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えします。

財政的な件については大事だということとは十分認識している中で、今回も財政健全化推進プラン等で推進しているところでございますけれども、監査のこの話につきましても非常に重要なことということは認識は重々しておるところにございまして、そういった意味からも行政経験また民間での経験ということが豊富である。特にこの事業について適正に執行されているかという視点で見るに当たっては、そういった能力ということも非常に重要な能力というふうなことで認識しておりまして、今回はその能力のほうをより重要だということの判断でこの方を選ばせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

今、適正執行ということを言われました

けども、適正執行の前にきちっと実態が把握できないと適正執行できないんですわ。監査する場合、今言ったように、やっぱり財政的な面の監査ということになれば、それはきちっと把握できないとできないわけでしょう。それ町長は簿記どれだけ知っているか知りまへんけども、専門的なことはやっぱり専門的な知識が必要なんですよ。だからその以前のことができないで、何でその適正な執行ができるんですかと、皆さん心配されているわけです。ということでしよう。今、町長さっきの町政運営方針で持続可能な豊能町、この基礎は何なんですか。それと那个人、その会社で何をしてはるんか知りませんが、民間で能力をつけたみたいなのを言うてますけども、どこの会社、何をやってる会社でどの部門を担当しておったのか教えてください。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

西日本住宅評価センターは国土交通大臣認証の登録住宅性能評価機関並びに指定確認検査機関という会社でございます。長浜さんはその会社の確認検査本部というところにおられて、その部長をお務めというふうに聞いてございます。

（発言する者あり）

○総務部長（内田 敬君）

業務の内容は今申し上げた二つの、国土交通大臣認証の機関であると。

（発言する者あり）

○総務部長（内田 敬君）

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えします。

確認事務の管理全体の部長というふうには認識しておりますので、事務管理については非常に適正に判断できる資質はあるというふうには私は十分認識しております。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

非常に無責任な選任をしてるなど。本人自身に対しても非常に迷惑な話やと思うんです。本人をやっぱり十分確認せんとそういうことをしておたらだめですよ。豊能町なくなりませ、これ、はっきり言うたら。今、豊能町で一番困ってることは何ですか。長いことかけて財政再建、財政再建て今まできてるんですわ。これまでこの二、三年間、基金を取り崩さんとやってこれておったのが、去年から基金を取り崩さなやっていけないというような形になってるんですわ。じゃあこれからどうするのかという部分も、監査・監督もそうやけど指導するような人を選ばなあかんのちゃいます。実際面接していろいろ話したと思うんですけども、町長のそういう軽い考えで豊能町は持続可能な町になります。これ大きな問題ですよ、ここのところは。これは皆さん人事案件やから否定したくない、本人さんに対して申しわけない。ただ、だからといって豊能町どうでもええんかと、ほかの議員さんもそうですけど、そんな軽い考えでこんなもん出してきたらあかんですよ。どっだけ調査したんか知りませんが、今、先に天降りやないかという話も出てるんですよ。何でそういう疑いのある人を選ぶんかと。人を選ぶということは大変なことなんですよ。簡単に人を選ぶというようなことはできないはずですよ。それは町長だけの責任

じゃなくて、町長が町民全体に対する責任を負っているということです。わかります。人を選ぶということは。もうちょっと真剣に考えんとこの町、何が持続可能ですか。なくなりますよ。町長の考えちょっと聞かせてください。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

要は財政的に、基金の取り崩しに頼らないことを目指して、今、財政健全化推進プラン、そういったことを今、進めているところでございます。まずそれが1点でございます。

監査委員につきましては、人事案件につきましては、私は行政の事業の内容についてきっちりと見ていただける能力は十分有しているということでこの方を選ばせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

ほかにございませんか。

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

済みません。町長の答弁を聞いていると、何か大丈夫かなという感じになってくるんですね。すごい僕は残念なのは、会計よりも事務執行のところもあるので今回はそちらを重点とさせていただきましたみたいなことを言われました。僕は監査というのはまずは第一義が会計、会計の監査というふうに認識しております。それで私自身も勤めていたときに、やはり会社の会計がわかるかということ、部署が変われば経理にない限りほぼわからないですね。ではお聞きしますが、この方にそういった会計的な経験、知識などはどのくらいあるのか。これは町長がそれよりも事務執行の面で選ばれ

たということを言われたからですよ。それをまずお聞きします。

それで、よく、民間にいたから何かすごい民間でもまれて民間の感覚をっていうことで民間ということをおっしゃられてるんですけど、今、事業内容を聞いていると、何か、国の出先機関で何か評価をするというような感じにしか聞こえなくて、何かもうちょっと詳しい業務内容をちょっとお聞かせいただきたい。

それともう1点は、多分多くの、今回選ぶというのは今まで選ぶよりも非常に重要で、小寺議員や野村議員がおっしゃられたように平成30年度から複式簿記に変わっていくと、これって大変革なんですよ。今まで行政というのは単年度会計でやってきました。それが民間企業のような複式簿記に会計なる。すごい変わる事なんですよ。だからほかのところでは会計の専門家である公認会計士とか。その1市3町もそうですよね。1人は議員の中から選びますけど、もう1人は公認会計士の方が引き続いてしていただきましたよね。だからそういった状況が多いと思いますよ。もしそうおっしゃられるなら公認会計士入れてないところ、入れてるところの割合とか、もしわかってたらまた教えてください。

だからそれだけ大きく変わる。じゃあこの方の行政経験というのは、疑問に思うのは単年度会計のときの行政経験かなと思ってしまうわけです。経歴を見るとね。そうしたらじゃ複式簿記、民間の会計をどこまで詳しく知ってるのかなっていうところに疑問がありますので、そこら辺を把握されてたらお聞かせください。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

まずお尋ねになりました業務内容でございますけれども、西日本住宅評価センターは先ほど申し上げたとおり国土交通大臣認証の機関ではございますが、会社のなさっている業務内容は住宅の品質等のそういう評価とか建築基準法に基づく確認とか検査とか長期優良住宅の普及でありますとか、そういうことをなさっておられまして、そのうち長浜さんは確認検査本部の中の事務部門であります確認事務管理部というところでございます、その会社全体にかかるようなそういう監査のような業務をやっているというふうに御本人からはお聞きをしております。

それから公会計の話でございますけれども、公会計につきましては確かに公会計制度が導入されるということ、それも義務化されるわけでございますが、その市町村、都道府県と自治体の会計制度が変わるということではなくて、公会計も今までの決算書も両方つくると、こう変わるわけです。したがってまして議会に認定いただくのは今までの決算書で、公会計というのは公会計制度でこういうバランスシート等をつくるわけですが、それは財産の状況がどうかと、経年のこともわかるようにお示しをするという、恐らく参考資料のような取り扱いになるのではないかと私は感じておられまして、その公会計になる複式簿記そのものが決算書になるということではないということで、そのところは御認識をいただきたいと思っております。

公認会計士についてはちょっと調べたことがございませぬので、ほかの市町村どれくらいおられるかわかりませんが、ただ、こういう町村小さいところについては識見から1名、議会から1名ということで2名の制度をとっておられるということがほとんど大半であるということはわかっており

ます。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えします。

会計の能力があるかということでございますけれども、大きく二つあるということでは思っております。会計の能力、それとあとはこの事務が適正に執行されているかということについてであるということ、事務が適正に執行されているかということについては十分能力はあると思っておりますし、会計の能力についても一定この会社でも総務部門で会計的などところも見てということから、十分執行できるというふうに私は判断しております。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

どうして事務執行のほうに重きを置くのかなというところが、当然そこは大事なんですよ。でもそれは町長であり議会でありでもできる。さらに会計監査というのは、決算書にも相違ありませんでサインしますよね、会計監査の方は。それだけ特化してわけですよ。一番重要な仕事だと思えますよ。会計監査を抜きにして事務執行という発想が、僕はそこで一番不安に思うわけですね。その感覚で大丈夫かなというところが非常に怖いというふうに感じてしまいます。

それで内田部長、今は参考資料とおっしゃられましたけど、多分いずれそうなるんですよ。そうじゃないとわざわざ参考資料を出して、ずっと同じ二つつくらせて、それでどっかの段階で参考資料なくなるとか

ということはないと思いますから、いずれ参考資料の、試験的に導入していったり切りかえていく、だからこそさせるんだと思いますよ。その必要がなかったらわざわざ、単年度会計がすばらしいというものであればずっとそれでいってるはずですよ。でもそこにはいろいろと問題があって、継続的にも見れないとかいろいろあるから複式簿記というものをに入れていく。でも最初いきなり切りかえたら混乱するだろうから、最初は両方つくって参考資料でいかすというふうな考えだと思いますよ。そこら辺の、僕、認識は、今は参考資料かもしれませんが、でもいずれそう変わるというところと違って、そこら辺の認識を再度確認させてください。

それと民間企業の、よく何か行政の方って民間企業にいたらすごい経験を積まれたという感じですけど、多分ずっと公務員されて、退職して民間企業に行く場合って、ほぼ思考って変わらないですよ。民間企業のほうが長ければ別ですよ。長く民間企業におられて、公務員のほう、行政のほうに携わったというのであれば民間企業の視点というのはすごい生きるとは思いますけど、逆ですよ。どちらかという行政経験のほうが長いわけですから。それで今聞いている中でも不動産の評価点検をする側ですよ。例えば住宅メーカーでいろいろ競い合っていて業績を伸ばすとか、そこなら、ああすげえなって感じですけど、評価点検をするという会社、会社自体でいうと国のある種出先機関の一つなのかなという印象を受けるので、余りそこら辺で民間企業っていうところの、余り表に出されないほうが、出すと何かすごい誤解を生じる部分があると思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

お尋ねは町長にお尋ねやったと思うんですけど、私のほうからは町長が事務の執行に重きを置いたというところの監査委員さんの業務の中身について御説明を申し上げたいと思いますが、この場にも監査委員をなさった議員さんも何人かおられますので御存じの方もおられるかもわかりませんが、監査委員さんはまずは例月出納検査といまして、毎月1回お金の出入りが正しいかどうかをごらんになります。それから決算審査並びに財政健全化判断比率審査ということで、決算の状況が正しいかという審査もなさいます。それから一番大きいのが定期監査でございまして、定期監査につきましては毎年1回、その事務の内容等を監査をするというようなこととございまして、それからこれは随時といいますが、その都度でございまして、住民監査請求、こういうものがございまして、住民監査請求についてはその都度その監査の、住民さんの監査請求の内容について審査をなさるといようなこととございまして、どちらかという数字そのもの、電卓かちゃかちゃたたくというような、そんなことがお仕事ということはまずございまして、職員がやっている事務の考え方とかそれが正しいかどうかをごらんになるのが、また指導・指摘なさるのが監査委員さんであるといようなこととございまして、町長が事務の執行に重きを置いたというのは、その監査委員さんの職務そのものの中身がそういうものであるからそう言っておるということとございまして。

それから公認会計士のことについて、そういう専門知識がないということとございまして、これは監査委員さんではないですけども、我々財政の所管では、平成2

8年度においては公認会計士さんとかそういう専門家の知識をおかりするという予算も当初予算をお願いをしておりますので、その点職員はそういう専門知識を助けていただきながら取り組んでまいるといふことにしてございます。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、今言ったような仕事の内容というのが主な業務でございますので、この方の能力については非常に適正であるというふうに私は判断したところでございます。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

最後の質問がわからんと思うんですわ。前置きが長いもんやさかいに。だから簡潔に質問お願いいたします。

永並啓議員。

○9番（永並 啓君）

済みません。そうしたら3回目ですね。最後に質問したのは、民間企業って言いますけども、それを何か説明のときは民間と行政ですごい両方のバランスを持って見るからいろいろな角度から見れるみたいところで説明されましたけど、よくよく中身を聞いてるとそうではないんじゃないかと、誤解を招くようなことになりはしないかと。民間企業って皆さんが普通に聞くと、いろいろな競争があって、いろいろな当然業績を上げたりとか下がったりとか、そういったところのメーカーの企業を想像してしまいますので。でもよくよく中身を聞いてると国の認証機関で、そのそれら进行评估する。住宅メーカーがしている家であり

いろいろなことを評価する仕事のような感じに聞こえてくるんですね。そこと同じように何か評価件数でいろんな競い合って、こことの、ある不動産メーカーのところを勝ちとったとか、そういったところじゃなくて、そこら辺が出してる物件に対しての評価をるところと聞こえたので、それであればちょっと民間というところに違和感を感じますので、そういったときには民間ということをあえて使わないほうが誤解を招かなくていいんじゃないですかということ質問させていただきました。

総務部長がおっしゃられた監査の内容、当然職員の方はいろいろな力をかりてというのはよく理解します。でも、それだと中でしか判断されないわけですよ。監査の重要なところは外からの目線というところが非常に重要と考えるわけですから、やはりそこは会計的な、でもやっぱりいろいろなところで数字を見るということは非常に重要になってくるわけですよ。そういったところではやはり公認会計士の監査というものを私は当初から一般質問でもお願いしてました。一時は日下町長時代に公認会計士の方に監査委員していただいたこともあります。でもそれ以来また変わってしまいましたけども。やはりほかのところなぜ、公認会計士の方を選ばれているところが結構あるわけですよ。比較得意なんですから、そういったところを考えると、今部長が言われた答弁では苦しいと思いますよ。そういった側面もありますけど、じゃあほかのところはなぜ公認会計士の方選ばれるんですかということをぜひ一度聞いてみたい。そうしたらほかの方でもいいんですよね。わざわざ会計の専門家に来ていただく必要ないんですから。おっしゃられるのがそうであれば。でもそういったところが非常に多いわけですね。だからそこ

ら辺は一度、されてるところがあるので、なぜその公認会計士の方を選ばれたのか、そこを聞いて、ちょっと意識のほうも変えていただきたいなと思いますけどいかがですか。

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

まずは先ほどの、民間の経験ということ之余り言わないほうがいいんじゃないかという御指摘だったんですけども、先ほど申しましたように行政の経験もある。民間、これは株式会社ですので民間でございます。その中で管理事務の、要は事務の管理、これを統括されているということで、そういった意味からは、これ24年から勤められているということで相当のこういった経験もお持ちだというふうなこと、ということも認識しております。ですので民間ということを強調したというふうにちょっと受け取られたかもしれないですけども、要は公務員の経験も長く、民間での経験もあるというふうに私は認識しております。そのあたり、済みません、聞き違い、説明不足であったかもしれませんので、それについては申しわけございませんでした。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

ほかのところでも公認会計士を立ててるということもあるというふうなこともあります。今後はそういったことも検討はしていきたいとは思っております。まずは、ただ、今先ほど部長からもありましたように、

今の事務の内容等々も勘案しながら、今現在の方が適切というふうなことで判断させていただいたところでございますので、今後御意見としては承っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩城重義君）

ほかに質疑ございますか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（発言する者あり）

○議長（岩城重義君）

この際、暫時休憩いたします。

再開は放送をもってお知らせいたします。

（午前10時47分 休憩）

（午前11時36分 再開）

○議長（岩城重義君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

先ほど議会を中断させ、このようなお時間をおとりいただき、議長並びに議員の皆様にはお礼申し上げます。

先ほど、事務執行の審査が会計審査より大切だと受け取られるような誤解を受ける発言をしましたことをおわび申し上げます。

監査を行うに当たり、会計的な視点は重要です。外部の視点、公平・忠実な監査、また会計の監査をしていただけるということでふさわしい人物だと判断して選定いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

これより討論を行います。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

1番・野村剛志、議長のお許しを得て賛成の討論をさせていただきます。

この第1号議案につきまして、町長から御説明がありました。今、豊能町行政は国からの会計制度、こういったことからの指示にもよりまして改革・変革を迎える時期となっております。その中において、やはりこの町の行政に対する監査委員の仕事とは大変重要なポジションにあると思います。議会と監査委員のこの仕事というのは、監査するその仕事というのは非常に大事なことだと思います。その中の任に当たっての監査委員は、特に公認会計士なども大阪府、そちらへ問い合わせてもそういった方が望ましいのではないか、こういう意見もいただくぐらいのところでございます。

今回、御推薦をされている長浜裕一さんにおかれては、公認会計士ではありませんが、その任に当たるに際して十分耐え得るものという説明も、今も町長からあったところでございます。より一層の豊能町の活性化のために、評価そして決算仕訳、こういったことをしっかり見てもらえる、そのような方であるということに期待をいたしまして、賛成とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩城重義君）

ほかに討論ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（岩城重義君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（多数起立12：1）

○議長（岩城重義君）

起立多数であります。

よって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6「第2号議案 豊能町行政不服審査に関する条例制定の件」を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第2号議案、豊能町行政不服審査に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の3ページから6ページを御参照願います。

本件は、行政不服審査法の施行に伴い、同法第81条第1項の規定に基づき、豊能町行政不服審査会を設置するとともに、同法の施行に関し必要な事項を定めるものがございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条では条例の趣旨を規定し、第2条では法第81条第1項の規定に基づき、地方公共団体の執行機関の附属機関として審査長の採決の判断の妥当性を審査する第三者機関である、豊能町行政不服審査会について規定いたします。第3条は、審査会の組織について。第4条は審査会の委員について。第5条は審査会の会長について。第6条は審査会の専門委員について。第7条及び第8条は審査会の会議の運営について、それぞれ規定いたします。第9条では審査請求人等が審理員等に提出された書類等の写しの交付を求めた際の費用について規定するとともに、別表において手数料の額を規定し、第10条では審査会に提出された資料について、審査請求人等がその写しを求めた際の費用についても第9条と同様に規定をいたします。第11条は、規則への委任について規定するものがございます。

なお、附則として、第1項ではこの条例の施行期日を平成28年4月1日とし、第2項では豊能町報酬及び費用弁償条例を改正し、新たに行政不服審査会会長と同委員

及び専門委員の報酬の額を規定するもの
でございます。

説明は以上でございます。御審議いた
だき御決定賜りますよう、よろしく
お願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第7「第3号議案 行政不服審査
法の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例制定の件」を議題といた
します。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第3号議案、行政不服審査法の施行
に伴う関係条例の整備に関する条
例制定の件について御説明申し上げ
ます。

議案書の7ページから12ページを
御参照願います。

本件は、行政不服審査法の施行に伴
い、関係する六つの条例について改
正するものでございます。

それでは、条例の内容について御説明
申し上げます。

第1条は、豊能町情報公開条例を改
正するものでございます。改正の内
容でございますが、条例の全般に
わたる改正としましては、法の改
正に伴い、不服申し立ての類型が
審査請求に一元化されたことによ
る文言等の整理をするものでござ
います。

それ以外の改正としましては、第17
条第1項本文では、行政不服審査
法の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律、これは以下整備法
と申し上げますが、その整備法
により改正された行政機関の保有
する情報の公開に関する法律の内
容に準じ、開示決定等または開示
請求に係る実施機関の不作為に係
る審査請求を、豊能町情報公開審
査会への諮問の対象に追加するも
のでございます。

第17条の2では、開示決定等また
は開

示請求に係る不作為に係る審査請
求があった場合には、法第9条第1
項ただし書きの規定に基づき、同
項本文の規定による審理員による
審理手続を対象除外とする規定を
新設するものでございます。

次に第2条は、豊能町個人情報保護
条例を改正するものでございます。
改正の内容でございますが、第30
条第1項では、整備法により改正
された行政機関の保有する個人情
報の保護に関する法律の内容に準じ
、開示請求等に関する実施機関の
不作為に係る審査請求を豊能町
個人情報保護審査会への諮問の対
象に追加するものでございます。

第30条の2では、開示決定等また
は開示請求に係る不作為に係る
審査請求があった場合には、同法
第9条第1項ただし書きの規定に
基づき、同項本文の規定による
審理員による審理手続を適用除
外とするものでございます。

その他、不服申し立ての類型が
審査請求に一元化されたことによ
る文言等の整理をするものでござ
います。

次に、第3条は、豊能町行政手続
条例を改正するものでございま
す。改正の内容でございますが、第3
条第10号において不服申し立て
の類型が審査請求に一元化され
たことによる文言の改正でござ
います。

続きまして第4条は、職員の退職
手当に関する条例を改正するも
のでございます。改正の内容ござい
ますが、第15条の2第4項にお
いて引用する法の規定の条項番
号を改正するものでございます。

次に第5条は、豊能町税条例を改
正するものでございます。改正の
内容でございますが、第18条の2
第1項において不服申し立ての
類型が審査請求に一元化された
ことによる文言の改正でございま
す。

最後に第6条は、豊能町固定資産
評価審査委員会条例を改正する
ものでございます。

改正の内容でございますが、第4条では法に準じ第2項において審査申出書の記載事項を追加するなど整理をし、第3項において引用する政令の規定の条項番号を改正いたします。また同条第6項として審査申出人の代表者等がその資格を喪失した場合の届け出義務規定を追加し、第6条では、弁明書及び反論書の審査関係者への送付に係る規定を追加するなど整備をいたしまして、第1条第1項では、法に準じ委員会が作成する決定書の記載事項等に係る規定を追加するなどの整備をするものでございます。

なお、附則としましてこの条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第8「第4号議案 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第4号議案、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の13ページ、14ページを御参照願います。

本件は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項等を整備するものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

第1条では、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正するものでございます。改正の内容でございますが、第2条第2項では地方公務員法第58条の2第1項において人事行政の運営の状況の報告事項が追加されたことから、同事項を追加するものでございます。なお、この第2条第2項各号に掲げる事項が公表事項になるものでございます。第3条第2項では、行政不服審査法の全部改正に伴い、第2号中の用語を改正するものでございます。

次に、第2条では、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改正するものでございます。改正の内容でございますが、第1条中引用する地方公務員法の規定の条項番号を同法の改正に伴い改正するものでございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第9「第5号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第5号議案、豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の15ページ、16ページを御参照願います。

本件は、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、議会の議員等の公務上の災害補償に関し、同一の事由により他の法令による給付が支給される場合の調整率を改正するものでございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

附則第10条で、同一の事由により社会保障給付が支給される場合の調整規定を改正するもので、第1項において年金たる補償、傷病補償年金、傷害補償年金、遺族補償年金のうち傷病補償年金と同一の事由、また第2項において休業補償と同一の事由によりそれぞれ厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改正するものでございます。

改正条例の附則では、第1項においてこの条例の施行日を平成28年4月1日とし、第2項においてこの条例の経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第10「第6号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第6号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例等改正の件について御説明申し上げます。

議案書の17ページから30ページを御参照願います。

本件は、国において行われた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正内容に準じ、一般職の職員の給与の改定等を行うとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正に伴い、規定の整備等を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

18ページでございますが、第1条では、豊能町一般職の職員の給与に関する条例を改正するものでございます。改正の内容でございますが、第23条第2項では12月の勤勉手当支給月数を0.1月、再任用職員については0.05月それぞれ引き上げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4.2月に、再任用職員については2.2月とするものでございます。

附則第11項では、勤勉手当の支給月数の改定に伴い、特定職員、これは55歳以上で6級以上の職員でございますが、その特定職員の勤勉手当の調整率を改定するものでございます。給料表では別表第1行政職給料表を改定し、平均改定率0.4%を引き上げるものでございます。

また、別表第2医療職給料表についても行政職給料表との均衡を基本に引き上げるものでございます。

次に28ページでございますが、第2条では、豊能町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これは平成26年の豊能町条例第28号でございますが、それを改正するものでございます。改正の内容でございますが、附則第9項において条例本則第14条の2第2項で定める地域手当の支給率の特例として定めていた期間を平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、その間の支給率を5%とするものでございます。なお、この改正により平成28年4月1日からの地域手当の支給率は条例本則の6%とするものでございます。

第3条では、豊能町一般職の職員の給与に関する条例を改正するものでございます。改正内容でございますが、第1条では地方公務員法の改正に伴い引用する同法の規定の条項番号を改正するものでございます。第3条第3項では、地方公務員法の改正に

に伴い、同項に等級別基準職務表を規定するとともに、別表第3として同表を整備するものでございます。

第14条の2第2項では、国に派遣する職員の地域手当支給率を新設するもので、東京都特別区の支給率に合わせ20%とするものでございます。

第18条では、第3項の年末年始に勤務した職員の休日勤務手当の加算規定を削除するものでございます。

第21条の2、災害応急対策や選挙事務など特殊勤務の場合の時間外勤務手当の特例の条文、これがあるわけですが、それを削除するものでございます。

第22条の3第4項では、行政不服審査法の全部改正に伴い引用する同法の規定の条項番号を改正するものでございます。

第23条第2項では、勤勉手当の支給配分を改定するもので、これにより期末勤勉手当の6月期、12月期の支給配分が改定となるものでございます。

29ページをお願いいたします。附則第11項では、勤勉手当の支給配分の改定に伴い、特定職員の勤勉手当の調整率を改定するものでございます。

別表第2、医療職給料表及び別表第3イ、医療職給料表等級別基準職務表では、職務の級のうち5級を削除するものでございます。

なお、附則としまして第1条及び第2条の条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。また、第3条の条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第11「第7号議案 豊能町国民健

康保険税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第7号議案、豊能町国民健康保険税条例改正の件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の31ページから33ページを参照いたします。

今回の改正は、保険給付の増加や高齢化などにより収支不均衡が見込まれる国保事業財政の健全化を図るため、保険税率の見直しを行うものでございます。

第3条から第5条の2までは医療分に係ります税率の改正でございます。第3条第1項は所得割を6.4%から7.15%に、第5条は均等割を3万円から3万2,300円に。第5条の2は平等割の一般世帯を2万4,600円から2万5,000円に、特定世帯を1万2,300円から1万2,500円に、特定継続世帯を1万8,450円から1万8,750円に、また第5条の3から5までは後期高齢者支援金に係ります税率の改正でございます。所得割を1.42%から2.36%に、均等割を6,800円から1万900円に、平等割の一般世帯を5,300円から8,400円に、特定世帯を2,650円から4,200円に、特定継続世帯を3,975円から6,300円に、第6条から第7条の3までは介護給付金に係ります改正でございますが、所得割を1.8%から2.33%に、均等割を7,700円から9,600円に、平等割を4,000円から4,900円にそれぞれ改正するものでございます。

また、第13条につきましては、被保険者世帯の所得状況等による保険税の軽減額を規定しており、7割、5割、2割の均等割、平等割の減額につき規定を改定するも

のでございます。

なお、附則といたしましてこの条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。また、改正後の規定は平成28年度以降の年度分について適用し、平成27年度分まではなお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

この際、暫時休憩いたします。

再開は、13時ちょうどといたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（岩城重義君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12「第8号議案 平成27年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第8号議案、平成27年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度一般会計補正予算（第6回）でございます。

第1条としまして、歳入歳出の総額にそれぞれ9,840万6,000円を増額し、予算の総額を68億7,439万9,000円とするものでございます。

次に第2条、繰越明許費の補正でございますが、5ページをお開き願います。

款2・総務費の地域ぐるみの定住化促進事業、款6・農林水産業費及び款7・商工費の農×観光戦略推進事業は、いずれも国の平成27年度補正予算、地方創生加速化

交付金に係る事業で、年度内に事業を完了できないため、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

款3・民生費、社会保障税番号制度対応システム改修事業につきましては、国の制度改正に伴う障害福祉管理システムの改修を行うもので、年度内に事業を完了できないため、システム改修費を翌年度に繰り越すものでございます。

次に款8・土木費の農道等維持補修事業、法定外公共物維持管理補助事業、成人健康増進事業、準用河川等維持補修事業については、現在工事を発注しておりますが、年度内に事業を完了できないため、翌年度に繰り越すものでございます。

6ページをお開き願います。

款10・教育費の子ども・子育て支援システム改修事業につきましては、国の制度改正に伴うシステム改修を行うもので、年度内に事業を完了できないため、翌年度に繰り越すものでございます。

同じく教育費の小学校施設整備事業につきましては、吉川小学校耐震工事等に要するもので、年度内に事業を完了できないため、翌年度に繰り越すものでございます。

款13・災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、平成27年災害のうち町道の災害復旧工事において、年度内に事業を完了できないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に第3条、債務負担行為の補正でございますが、7ページをお願いいたします。

今年度に起こしました10の債務負担行為につきまして、いずれも事業費が確定したため減額するものでございます。

それでは、今回の補正の内容について、まず歳出から御説明申し上げます。12ページをお開き願います。

なお、今回の補正は事業費の確定に伴う

不用額の減額と歳入の確定に伴う財源振替を行います。それら不用額と財源振替の説明は省略いたします。また、各費目の人件費事業でございますが、13ページの退職手当を除き、第6号議案の一般職給与条例の改正に伴うものでございますので説明を省略いたします。

まず13ページをごらん願います。

一般管理費の退職手当2,313万9,000円でございますが、一般職3名分の退職金でございます。

次に企画費の地域活性化事業につきましては、シティプロモーションプラン策定支援業務の委託料や、住宅流通促進拠点の運営補助金などを増額するものでございます。

20ページをお開き願います。

農業振興費の農業振興事業につきましては、豊能町農業観光戦略策定支援業務などの委託料、旧高山幼稚園の改修工事費、農×観光戦略推進事業補助金などを増額するものでございます。

22ページをお開き願います。

商工総務費の観光事務事業につきましては、地域による観光戦略を実施する団体等に対する補助金を増額するものでございます。

25ページをお開き願います。

教育費、事務局費の子ども・子育て支援事業は、国の制度改正に伴うシステム改修委託料を増額するものでございます。

歳出については以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。11ページにお戻り願います。

11ページの国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金につきましては、歳出で御説明いたしました地域活性化事業、農業振興事業、観光事務事業の3事業に係る地方創生加速化交付金でございます。

教育費国庫補助金につきましては、歳出

で御説明いたしました子ども・子育て支援事業に係る子どものための教育・保育事業費国庫補助金でございます。

次に、財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源調整のため補正するものでございます。

補正予算書の説明は以上でございますが、国の平成27年度補正、地方創生加速化交付金に係る3事業につきましては、現在国に対して交付金申請を行っており、今後国において審査され採択の可否が通知されることとなっております。この3事業につきましては平成28年度当初予算と重複する項目もございますので、6月定例会においてこれらの予算の補正を行う予定にしております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第13「第9号議案 平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第9号議案、平成27年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は人件費事業によるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ50万5,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,967万3,000円とするものでございます。

それでは歳出より説明させていただきます。お手元の補正予算書6ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費の人件費事業50万5,000円は、人事院勧告に基づく給与改定に係る所要額及び人事異動・退職に伴う所要額等につきまして給与費を補正するものでございます。

続いて歳入の説明をさせていただきます。5ページをお開きください。

目1の一般会計繰入金50万5,000円は、人件費分全額を一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第14「第10号議案 平成27年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第10号議案、平成27年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は後期高齢者医療保険料の確定により補正を行うものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,555万6,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,944万5,000円とするものでございます。

それでは歳出から説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。

款2・後期高齢者医療広域連合納付金、項1・後期高齢者医療広域連合納付金、目1・後期高齢者医療広域連合納付金の1,555万6,000円は、保険料徴収額相当額の増額による補正でございます。

次に、歳入について説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

款1・後期高齢者医療保険料、項1・後期高齢者医療保険料、目1・特別徴収保険料933万4,000円、2・普通徴収保険料622万2,000円は、歳出で御説明申し上げた広域連合への納付金の財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岩城重義君）

日程第15「第11号議案 平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第11号議案、平成27年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算について、提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は、介護保険制度改正の中で平成27年8月から施行された利用者負担の見直しなどに対応するためのシステム改修及び人件費事業によるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ102万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,113万8,000円とするものでございます。

それでは歳出より御説明申し上げます。

お手元の補正予算書6ページをお開きください。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の人件費事業45万7,000円、下段の目1・包括的支援事業費等費の人件費事業56万3,000円は、人事院勧告に基づく給与改定に係る所要額及び人事異動・退職に伴う所要額等につきまして職員手当や給料、共済費を補正するものでございます。

続いて歳入の説明をいたします。5ページをお開きください。

款3・国庫支出金、目4・介護保険事業費国庫補助金250万円は、今年度のシステム改修に対する国費が決定したことで、下段の目4・その他一般会計繰入金の人件費分全額及び、当初はシステム改修費用を町負担分で賄おうとしていたものが不要となったことで、その分を減額して一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第16「第12号議案 平成28年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第12号議案、平成28年度豊能町一般会計予算の件について御説明申し上げます。

予算書の5ページをお開き願います。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額を63億9,700万円と定めるものでございます。これは、対前年度1億6,200万円の増、率にして2.6%の増でございます。

予算の款項の区分、金額は、6ページから12ページの「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条としまして継続費でございますが、13ページをお開き願います。

「第2表 継続費」で、款・土木費、項・道路橋梁費、事業名は光風台駅前エスカレーター更新工事事業でございます。総額は1億3,553万4,000円で、平成28年、29年の2カ年で実施するものでございます。

第3条としまして、債務負担行為でござ

いますが、14ページをお開き願います。

「第3表 債務負担行為」として、新地方公会計制度対応事業以下図書館システム更新事業まで、七つの事業につきまして、債務負担行為の期間、限度額を定めるものでございます。

第4条としまして、地方債でございますが、15ページをお開き願います。

「第4表 地方債」として、1・町道等維持補修事業債以下16ページの6・臨時財政対策債まで、六つの事業につきまして、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

5ページにお戻り願います。

第5条としまして、一時借入金でございますが、最高額を5億円と定めるものでございます。

第6条としまして、歳出予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができると定めるものでございます。

それでは、当初予算の概要について、まず歳出から御説明申し上げます。

なお、主な事業につきましては、別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、説明を省略いたします。

予算書の21ページをお開き願います。

款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・議会費は1億2,695万2,000円で、対前年度1,090万6,000円の減でございます。これは、議員共済会負担金の負担率が減少したものでございます。

款2・総務費は9億7,376万9,000円で、ほぼ増減がございませんが、これは退職手当が増となったものの、吉川支所改修工事が完了し支所費が減となるなど、増

減の要因がほぼ同額であったものでございます

款3・民生費は18億8,945万9,000円で、対前年度1億3,705万4,000円の増でございます。これは臨時福祉給付金給付事業や、障害者自立支援事業などが増となるものでございます。

款4・衛生費、款5・労働費、は省略いたします。

款6・農林水産業費は8,226万7,000円で、対前年度1,158万円の増でございます。これは、農業振興費などが増となるものでございます。

款7・商工費は3,215万1,000円で、対前年度1,111万6,000円の増でございます。これは、商工事務事業や観光事務事業が増となるものでございます。

款8・土木費は5億2,125万3,000円で、対前年度1億2,661万4,000円の増でございます。これは主に、光風台駅前エスカレーター更新事業や下水道事業特別会計への繰出金が増となるものでございます。

款9・消防費は3億3,916万3,000円で、対前年度1億1,297万8,000円の減でございます。これは、消防事務委託による減や、消防団の消防車両を買い替えがなくなったため、減額となるものでございます。

款10・教育費は8億9,896万8,000円で、対前年度5,241万4,000円の減でございます。これは、主に光風台小学校及び吉川中学校の体育館天井落下防止工事がなくなったため、減額となるものでございます。

公債費・予備費は省略をいたします。

歳出の説明は以上でございます。次に歳入について御説明申し上げます。

19ページへお戻り願います。

歳入におきましても、款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・町税は18億3,162万3,000円で、対前年度4,691万円の減でございます。これは主に個人の町民税の減によるものでございます。

款2・地方譲与税から款9・地方特例交付金まででございますが、これらはいずれも平成27年度の決算見込み額などから算定したものでございます。

次に款10・地方交付税は19億5,200万円で、対前年度1,400万円の増でございます。これは国の地方財政計画を参考に算定し、増を見込んだものでございます。ただし、平成27年度決算見込み額と比較しますと2億円強の減となるものでございます。

款12・分担金及び負担金は6,647万円で、対前年度2,955万5,000円の減でございます。これは、消防の事務委託に伴い、箕面北部地域消防委託業務に係る箕面市の負担金がなくなるなどによるものでございます。

款14・国庫支出金は5億283万2,000円で、対前年度9,307万3,000円の増でございます。これは、臨時福祉給付金等の支給に係る補助金や、障害者自立支援給付費、国民健康保険基盤安定に係る負担金の増などによるものでございます。

次に、20ページをお開き願います。

款15・府支出金は3億7,637万円で、対前年度2,569万9,000円の増でございます。これは主に障害者自立支援給付費や国民健康保険基盤安定に係る負担金の増などによるものでございます。

款18・繰入金は6億1,098万8,000円で、対前年度5,140万8,000円の増でございます。これは財政調整基金繰入

金は減少したものの、退職手当基金繰入金
が皆増となったためでございます。

款21・町債は4億5,241万8,000
円で、対前年度6,566万2,000円の減
でございます。これは土木債は増となるも
の、消防車両に係る消防債がなくなり、
また臨時財政対策債が減となったため、総
額では減額となるものでございます。なお、
平成28年度末の町債残高見込み額は予算
書155ページに掲載をしておりますので、
御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。御審議いた
だき御決定賜りますよう、よろしく願い申
し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第17「第13号議案 平成28年
度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予
算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第13号議案、平成28年度豊能町国民
健康保険特別会計事業勘定予算の件につ
きまして、提案理由の説明をいたします。

予算書の161ページをお開き願います。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額
は、それぞれ34億7,934万5,000円
と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第
2項の規定による一時借入金の借り入れの
最高額は2億円と定めるものでござい
ます。

第3条につきましては、地方自治法第
220条第2項ただし書きの規定により、
歳出予算の各項の経費の金額を流用する
ことができるものにつきまして定めるもの
でございます。

それでは内容につきまして、歳出から、
主なものについて説明を申し上げます。

181ページをお開き願います。

182ページにかけての款1・総務費、
項1・総務管理費の3,259万5,000円
は人件費と事務費、大阪府国保連合会との
電算処理に要する経費及び連合会への負担
金でございます。

次の、款1・総務費、項2・徴税費71
万5,000円でございますが、保険税の賦
課徴収事務に係る経費でございます。

183ページから184ページにかけ
ましての款2・保険給付費、療養諸費で
ございますが、18億4,728万9,000
円で、対前年度比2.6%増でございます。
平成27年度の医療費などを勘案し予算計
上しております。

次の款2・保険給付費、項2・高額療
養費2億3,931万1,000円につきま
しても、平成27年度の医療費を勘案し計
上しております。

188ページをごらん願います。

款3・後期高齢者支援金等でござい
ますが、後期高齢者医療制度に係る支
援金3億4,155万6,000円を計上
しております。

109ページをお開き願います。

款6・介護納付金1億2,452万4,0
00円でございますが、これは介護保
険に係る負担分としまして第2号被保
険者の保険税と国庫負担金等を合わせ
まして、社会保険診療報酬支払基金に
対し拠出する経費でございます。

次の191ページの款7・共同事業拠
出金7億9,308万5,000円
でございますが、大阪府内の全ての市
町村が拠出して構成する財源により
費用負担を調整する再保険事業の拠
出金でございます。平成26年度
までは1件30万円以上の高額な医
療費を対象としていたものが、平成
27年度からは1円以上、全ての医
療費を対象とするため、拠出金の積
算から全て見直され、本町の国保
財政に大きな影響を与えるもので

ございますが、さらに新年度につきましても対前年度比1.9%増となっております。

192ページの款8・保健事業費、項1・特定健康診査等事業費でございますが、1,950万5,000円を計上しております。これは医療保険者に義務づけられました生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る費用でございます。

195ページをお開き願います。

款11・諸支出金、項2・繰出金750万5,000円でございますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別調整交付金として国より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

戻っていただきまして、171ページから172ページをお開き願います。

款1・国民健康保険税でございますが、対前年度比13.2%増の7億6,226万6,000円を計上しております。これは、今議会で御審議いただいております保険税条例の改正額と合わせた数値とさせていただきます。

173ページの款3・国庫支出金、項1・国庫負担金4億694万円でございますが、目1・療養給付費等負担金につきましては、保険給付費、老人保健拠出金、後期高齢者支援金並びに介護納付金に対する定率負担分でございます。

また、目2・高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1に当たる負担金でございます。

次の項2・国庫補助金、目1・財政調整交付金7,898万8,000円でございますが、普通調整交付金は主に財政負担能力を考慮して配分されるものであり、市町村間の財政力の不均衡を調整するため交付され

るものでございます。また、特別調整交付金は、市町村の特殊事情がある場合に考慮して交付されるものでございます。

次に、174ページの款4・療養給付費等交付金4,244万1,000円でございますが、退職被保険者等に係る給付費に対するの交付金であります。対象者数の大幅な減により、交付金も対前年度比70.1%の大幅な減となっております。

次の175ページ、款5・前期高齢者交付金12億2,180万5,000円は、前期高齢者の加入率及び給付額に対するの交付金でございます。

176ページをごらん願います。

款6・府支出金、項2・府補助金、目2・都道府県財政調整交付金2億741万1,000円でございますが、保険給付費等に対するの交付金でございます。

次の款7・共同事業交付金、目2・保険財政共同安定化事業交付金5億185万5,000円は、都道府県単位で実施いたします保険財政共同安定化事業拠出金に対するの交付金で、歳出で説明した拠出額に対し2億1,447万円の拠出超過、交付金不足となる見込みでございます。

次の177ページ、款8・繰入金、目1・一般会計繰入金1億6,613万3,000円でございますが、保険基盤安定繰入金や地方交付税に算入される分等を一般会計から繰り入れをするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第18「第14号議案 平成28年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第14号議案、平成28年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の205ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ7,798万8,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第20条第2項ただし書きの規定による、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めるものでございます。

それでは内容につきまして、まず歳出から、主なものを説明させていただきます。

219、220ページをごらん願います。

総務費、総務管理費、一般管理費の4,600万9,000円は、主に職員人件費及び診療所の運営管理費に要する経費でございます。

次に221ページから222ページ、款2・医業費2,386万4,000円は、診療に要する各種検査や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科・歯科電子カルテ用のコンピュータシステム保守等の経費を計上しております。

次の款3・公債費でございますが、749万7,000円を計上しております。これは、診療所建設起債に対します償還金で、本年度が最終となります。

歳出は以上でございます。

次に、歳入の説明をいたします。

戻っていただき、214ページをごらん願います。

款1・診療収入の項2・外来収入の予算でございますが、3,281万3,000円、また、215ページの項3・その他の診療報酬として諸検査等収入250万円を計上しております。

次に216ページの款5・繰入金、項1・繰入金は、一般会計から3,439万3,000円、そして僻地診療所施設の運営補助といたしまして750万5,000円を国民健康保険特別会計から、それぞれ繰り入れをするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第19「第15号議案 平成28年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第15号議案、平成28年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の予算書235ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,686万4,000円と定めるものでございます。

それでは、主な内容につきまして、まず歳出から説明をいたします。

247ページをお開き願います。

款1・総務費は、電算機器の保守管理委託と保険料徴収の事務経費でございます。

次に、248ページの款2・後期高齢者医療広域連合納付金4億3,181万8,000円は、保険料徴収分等を広域連合に納付する分担金でございます。

続きまして、歳入の主なものを説明申し

上げます。

戻っていただきまして、243ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせまして3億8,495万5,000円の保険料を見込んでおります。

244ページをごらん願います。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目2・政令軽減分である保険基盤安定繰入金を4,686万円計上しております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第20「第16号議案 平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第16号議案、平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の予算書253ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,495万7,000円と定めるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入限度額は1億円と定めるものでございます。

また、第3条は、歳出予算の流用について、給料、職員手当、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足が生じる場合における同一款内での流用ができることを定めるものでございます。

内容につきまして、歳出から、その主なものにつきまして説明をいたします。

271、272ページをお開き願います。
総務費、総務管理費、一般管理費3,249万9,000円でございますが、この経費の主なものは職員人件費と介護保険システム使用料等に係る経費でございます。

273ページをお開き願います。

項3・介護認定審査会費、認定調査等費1,417万3,000円は、主治医意見書作成の手数料や、業務手数料の要介護認定調査委託料等の経費でございます。

また、目2・介護認定審査会共同設置負担金1,199万6,000円でございますが、これにつきましては、池田市、能勢町、豊能町の1市2町によります認定審査会の負担金でございます。

275ページから281ページにかけての款2・保険給付費であります。平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画での推計値に基づきまして、対前年度比7.5%増の18億5,954万8,000円を計上しております。

次に、282ページの款4・地域支援事業費、項1・介護予防事業費の1,070万円及び283ページの項2・包括的支援事業等費の6,065万3,000円でございますが、予防と自立支援に重点を置いた地域支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

次に、歳入につきまして説明を申し上げます。

お戻りいただきまして、263ページをお開き願います。

款1・保険料の第1号被保険者保険料でございますが、国のワークシートに基づきまして、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険サービス見込み額の平均で算出しており、65歳以上の方の第1号被保険者数を対象に算出した額に滞滞分を含めまして5億1,589万1,000円

を計上しております。

次に、264ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、介護給付費国庫負担金ですが、現年度分につきまして国の負担分といたしまして3億7,191万円を計上しております。

項2・国庫補助金、現年度分調整交付金でございますが、1,000円だけの科目設定のみとなっております。調整交付金は市町村ごとの介護保険財政の調整を行うための補助制度でございます、基本的には給付費の5%相当分を交付されるものでございますが、第6期計画の中の本町の交付率はゼロ%の予定となっているためでございます。

265ページの目2・介護予防事業費交付金、現年度分254万6,000円は、地域支援事業の介護予防事業費の25%に相当する額、次の目3・包括的支援事業等費交付金、現年度1,450万3,000円は、地域支援事業費の包括的支援事業等費の39.5%に相当する額を計上しております。

次の款4・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金、現年度分5億2,067万2,000円は、第2号被保険者の負担分として介護給付費の28%に相当する額を計上しております。

また、目2・地域支援事業支援交付金、現年度分285万2,000円につきましては、地域支援事業費の介護予防事業費として、第2号被保険者の負担分28%に相当する額を計上しております。

266ページの款5・府支出金、目1・介護給付費府負担金、現年度分につきましては、大阪府の負担分でありまして介護給付費の12.5%に相当する額2億3,244万5,000円を計上しております。

次に、267ページをお開き願います。

款7・繰入金、一般会計繰入金の目1・

介護給付費繰入金、現年度分でございますが、町の負担分といたしまして介護給付費の12.5%の2億3,244万5,000円を計上しております。

目4・その他一般会計繰入金は、人件費や事務費分として交付税に算入されている分と合わせまして、6,065万円を計上しております。

説明は以上でございます。御審議をいただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第21「第17号議案 平成28年度豊能町下水道事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第17号議案、平成28年度豊能町下水道事業特別会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

お手元の予算書297ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,007万1,000円と定めるものでございます。

第2条、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、301ページ「第2表 地方債」によるものであり、起債の目的、限度額、利率、償還方法などを定めるものでございます。

第3条、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ額の最高額は1億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用については、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、給料、職員手当及び共済費に係る流用を定めるものでございます。

それでは、312ページをお開き願います。歳出より御説明申し上げます。

下水道総務費は3,634万円でございます。これは人件費事業、下水道運営事業で、主な費用としまして、各協議会の負担金や償還金、下水道建設基金積立金と公課費でございます。前年度より減となっておりますが、下水道債管理基金積立金の減によるものでございます。

下水道維持管理費は1億6,283万7,000円でございます。これは人件費事業、下水道施設管理事業で、主な費用としまして施設の電気代、施設の保守管理や業務委託に要する委託料、調整池フェンス設置の工事請負費、猪名川流域下水道維持管理負担金などがございます。前年度より増となっておりますが、工事請負費、業務委託料の増によるものでございます。

314ページをお開き願います。

下水道整備費は5,001万9,000円でございます。これは、人件費事業、公共下水道建設事業で、主な費用としまして管渠更生工事や暗渠補修工事の工事請負費、猪名川流域下水道事業建設負担金等でございます。前年度より大幅な減でございますが、猪名川流域下水道建設負担金の減によるものでございます。

316ページをお開き願います。

公債費は1億8,987万5,000円でございます。これは、元金や利子に係る費用でございます。前年度に比べ291万1,000円の減でございます。

予備費は100万円を計上しております。続きまして、歳入予算の御説明を申し上げます。

307ページをお開き願います。

下水道分担金は359万9,000円でございます。これは、東地区におきまして2件の接続が予定されているものでございま

す。

下水道使用料は2億5,745万1,000円で、前年度に比べ309万8,000円の減でございます。減の要因としましては、人口減少による使用料の減でございます。

308ページをお願いします。

下水道手数料は10万3,000円でございます。これは、指定工事店の更新手数料などがございます。

利子及び配当金は21万5,000円でございます。これは下水道建設基金等の運用収入でございます。

一般会計繰入金は1億2,598万9,000円でございます。前年度に比べ1,990万9,000円の増であります。これは、下水道事業資産調査及び評価業務の経費を全額繰り入れることによるものでございます。

他会計繰入金で453万1,000円でございます。兼務職員の人件費でございます。

下水道建設基金繰入金は1,921万7,000円でございます。前年度に比べ440万円の減でございます。減の要因としまして、公共下水道事業計画変更業務の減によるものでございます。なお、下水道建設基金繰入金は、猪名川流域建設負担金や管渠更生工事などを実施するため基金を充てるものでございます。

310ページをお開き願います。

繰越金は136万2,000円でございます。

預金利子1,000円、雑入3,000円でございます。

下水道債は2,760万円で、前年度に比べ1,260万円の減でございます。減の要因は、猪名川流域下水道建設基金負担金の減によるものでございます。内訳としまして、流域下水道債1,530万円、特定管渠保全公共下水道債230万円、下水道事業債1,000万円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第22「第18号議案 平成28年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

第18号議案、平成28年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

お手元の予算書327ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,832万1,000円と定めるものでございます。

338ページをお開き願います。

歳出より御説明申し上げます。

下水道維持管理費は927万4,000円であります。これは人件費事業、生活排水処理施設管理事業の経費でございます。主なものは修繕料、手数料、業務委託料であります。前年度に比べ270万5,000円の増になっておりますが、合併浄化槽資産調査及び評価業務や合併浄化槽の仕切り板修繕を行うものでございます。

339ページをお開きください。

下水道整備費は386万1,000円あります。これは合併浄化槽設置に係る費用でございます。

公債費は、元金や利子に係る費用513万6,000円でございます。これは施設整備に借り入れた下水道債の償還金でございます。

340ページをお開きください。

予備費は5万円でございます。

続きまして、歳入予算の御説明を申し上げ

げます。

335ページをお開き願います。

下水道分担金は38万3,000円あります。

下水道使用料は181万円あります。65件の使用料でございます。

336ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金で1,612万6,000円でございます。昨年度に比べ増となっておりますが、合併浄化槽資産調査及び評価業務が増となったものでございます。

繰越金は1,000円でございます。

諸収入は預金利子で1,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第23「第19号議案 平成28年度豊能町水道事業会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第19号議案、平成28年度豊能町水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

まず第1条で、平成28年度豊能町水道事業会計の予算は、次に定めるものでございます。

第2条で、業務の予定量は、給水戸数7,993戸、年間総給水量205万4,220立方メートル、1日平均給水量5,628立方メートルを予定し、主要な建設改良事業は改良事業とするものでございます。

次に、第3条で定めるところの収益的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款の水道事業収益は、

6億7,292万8,000円で、対前年度比2.1%の増であります。その内訳は、第1項の営業収益で4億3,986万2,000円、第2項の営業外収益で2億298万2,000円、第3項の特別利益で3,008万4,000円であります。増の要因は、旧吉川浄水場跡地の売却益を特別利益で見込んでいることから増になっております。

次に支出で、第1款の水道事業費用は7億5,053万1,000円で、対前年度比5.1%の増であります。その内訳は、第1項の営業費用で6億9,690万3,000円、第2項の営業外費用で5,162万8,000円、第3項の特別損失で100万円、第4項の予備費で100万円であります。増の要因は、旧吉川浄水場跡地の施設解体費や、それに伴う資産の除却費などから増となっております。これにより、平成28年度の単年度収支見込みは7,760万3,000円の赤字が見込まれるところでございます。

2ページをお開き願います。

第4条で定めるところの資本的収入及び支出であります。

まず収入で、第1款の資本的収入は2億3,316万9,000円で、対前年度比0.8%の減であります。その内訳は、第1項の他会計繰入金で4,625万2,000円あります。第2項の企業債で1億5,700万円あります。第3項の固定資産売却代金で2,991万7,000円あります。減の要因は、水道施設の耐震化事業が終了したことから、企業債や国庫補助金が減少したことによるものでございます。

次に支出で、第1款の資本的支出は3億5,668万7,000円で、対前年度比9.5%の減であります。その内訳は、第1項の建設改良費で1億5,990万3,000円でございます。第2項の企業債償還金で1億9,678万4,000円でございます。減の要

因は、先ほど御説明いたしました水道施設の耐震化事業が終了したことから減となるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,351万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,167万5,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,184万3,000円で補填するものでございます。

次に、第5条の企業債であります。起債の目的を水道事業債、限度額を1億5,700万円と定めるものでございます。これは、古江浄水場改修事業や希望ヶ丘浄水場電気計装設備更新工事を施工するためのものでございます。

次に、第6条で定めるところの予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、1の営業費用と2の営業外費用と定めるものでございます。

次に第7条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、1職員給与費8,298万1,000円と2交際費1万円とするものでございます。

次に第8条で、他会計からの繰入金は、企業債元利償還金等の補助のため、一般会計から7,195万2,000円の繰り入れを受けるものでございます。

次に、第9条で、たな卸資産購入費の限度額を284万7,000円と定めるものでございます。

以下、予算実施計画以降の説明につきましては省略させていただきます。御審議賜りまして御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第24「第20号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

板倉教育次長。

○教育次長（板倉 忠君）

第20号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件について御説明申し上げます。

豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援新制度に基づき、本町におきましては少人数の子どもを保育する事業を行う際の施設の整備及び運営の基準を規定しているものであり、平成26年9月で御決定いただいたものでございます。

当該条例は原則、厚生労働省が定めております省令の基準に基づき規定しており、今回、当該省令が今年2月18日と2月19日に改正されたことに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の概要を御説明申し上げます。追加議案書の2ページ及び3ページを御参照お願いいたします。

第1条でございますが、厚生労働省令の改正が2月18日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、附則を追加するものでございます。この省令改正では保育の需要を賄えるだけの保育士等が不足している状況に鑑みまして、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業につきまして、当分の間、保育士の配置、資格の要件を弾力化する改正が行われており、本条例におきましても同様の改正を行うものでございます。

附則第6項でございますが、条例の第30条第2項と第45条第2項では、子どもの年齢区分により配置しなければならない保育士の数を規定し、その合計に1を加えた数の保育士を配置する規定となっておりますが、今回、保育士の設置条件を緩和し、年齢区分で計算する保育士の合計数が1と

なる場合、さらに1名の保育士を置くことなく保育士と同等の知識経験を有すると認められるものを配置できることとするものでございます。

附則第7項でございますが、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の資格を有している者を当分の間、保育士とみなせるようにするものでございます。

附則第8項でございますが、1日8時間を超えて開所する場合、運営に必要な保育士の数から配置基準の保育士の数を差し引いた範囲内で、保育士と同等の知識・経験を有すると認められる者を置くことができることとするものでございます。

附則第9項でございますが、前2項の規定を適用したとしましても配置基準の3分の2以上は保育士を置かなければならないと規定するものでございます。

続きまして第2条でございますが、厚生労働省令の改正が2月19日に公布され、本年6月1日から施行されることに伴い、附則の追加をするものでございます。

現行条例の第29条では小規模保育事業及び事業所内保育事業の設備の基準を規定しておりますが、今回、避難用の階段に係る建築基準法施行令が改正されたことにより省令が改正されたことによって、本条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例は平成28年4月1日から施行することとしておりますが、ただし書きとしまして、第2条の規定は関係省令の改正の施行日に合わせまして平成28年6月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩城重義君）

日程第25「第21号議案 豊能町消防

団員等公務災害補償条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田消防長。

○消防長（高田龍二君）

第21号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に伴い、豊能町消防団員等の公務上の災害補償に関し条例の一部を改正するものでございます。

第26条の規定につきましては、行政不服審査法の施行により不服申し立ての手續が審査請求に一元化されたことにより用語の改正をするものでございます。

附則第5条第2項及び第5項の規定につきましては、豊能町消防団員等の公務上の災害の補償に関し、同一の理由により他の法律による給付が支給される年金たる補償のうち厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合、及び休業補償と同一の事由による障害厚生年金が併給される場合の調整率の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、改正条例は平成28年4月1日から施行するものでございますが、附則第5条第2項及び第5項の改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願いたします。

○議長（岩城重義君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、3月7日午前9時30分より会

議を開きます。

どうもお疲れさんでした。

散会 午後2時08分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

町政運営方針について

- 第 1 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 1 号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 2 号議案 豊能町行政不服審査に関する条例制定の件
- 第 3 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第 4 号議案 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件
- 第 5 号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件
- 第 6 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例等改正の件
- 第 7 号議案 豊能町国民健康保険税条例改正の件
- 第 8 号議案 平成 27 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 9 号議案 平成 27 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 10 号議案 平成 27 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 第 11 号議案 平成 27 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 12 号議案 平成 28 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 13 号議案 平成 28 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 14 号議案 平成 28 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第 15 号議案 平成 28 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第 16 号議案 平成 28 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 17 号議案 平成 28 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
- 第 18 号議案 平成 28 年度豊能町生活排水処理事業特別会計予算の件
- 第 19 号議案 平成 28 年度豊能町水道事業会計予算の件

- 第 2 0 号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 2 1 号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 3番

同 4番